

保護者の皆様へ

## 体育の授業時の肌着着用について

表題の件についてお問い合わせがありました。

4月15日配付の「五常小の約束」の「学習」の項目3にも記載してありますが、少しわかりにくい表現だったかと思われまますので、改めてお知らせいたします。

3. 寒い時期の体操服の服装は、体育用のトレーナー・ウインドブレーカーの着用(フード、チャックなし)は差し支えありません。

なお、トレーナー・ウインドブレーカーは、登校時の服装とは別に用意しましょう。

・長ズボンやタイツは着用できません。靴下はひざ下までとします。ネックウォーマーは着用できません。

・インナー(体操服下の肌着)は、運動にふさわしいものは着用して構いません。

(冬季に限らず通年で着用できます)※

※汗を吸った肌着を着たまま教室で過ごすと、体が冷えて体調不良につながる可能性があります。できれば、替えの肌着を持たせていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

ここ最近、急に寒くなってきました。寒い時期の服装についても明記されておりますので、再度ご確認をお願いします。